

1 一般社団法人 日本経済団体連合会

組織の概要・沿革

- 日本経済団体連合会は、1946年に設立され、2002年に経済団体連合会と日本経営者団体連盟が統合して発足した総合経済団体です。
- 企業会員1,542社、団体会員153団体、特別会員33団体から構成され、日本経済の発展と国民生活の向上を使命としています。
- 発足以来、貿易の自由化、自由競争の促進、エネルギー・環境問題への取り組み、民間経済外交の推進、賃金交渉への対応や安定した労使関係の構築など、内外の重要課題の解決と、自由主義経済の維持・活性化を通じ、日本ならびに世界の経済発展に寄与しています。

組織の基本活動・取組み・指針

- 経済界が直面する広範な重要課題について、経済界の意見を取りまとめ、着実かつ迅速な実現を働きかけています。同時に、政治、行政、労働組合、市民を含む幅広いステークホルダーとの対話を進めています。
- 会員企業に対しては、「企業行動憲章」の遵守を働きかけ、企業への信頼の確立に努めるとともに、各国の政府・経済団体ならびに国際機関との対話を通じて、国際的な問題の解決と諸外国との経済関係の緊密化を図っています。
- 政府の経済、財政、産業、科学技術など幅広い分野における政策論議に参画しています。経団連の提言は政府の政策にも数多く反映され、重要課題についての精力的な意見発信を行うことで、Society 5.0 for SDGsへの取り組みを加速し、持続可能な資本主義の確立を目指しています。日本企業の活動のグローバル化に合わせ、経団連も日本国内のみならず地球規模での活動を展開しています。

団体構成	設立	1946年
	拠点	東京・大手町
	参加企業数	1,728（2024年4月1日現在）



大阪・関西万博
開幕1年前イベント（2024年4月13日）
（提供：2025年日本国際博覧会協会）



GREEN × EXPO 2027
イベントで挨拶する十倉会長（2023年9月19日）
（提供：2027年国際園芸博覧会協会）



夏季フォーラム2024軽井沢宣言を岸田総理に手交
（2024年7月19日）



「B7東京サミット共同提言」を岸田文雄内閣総理大臣に手交（2023年4月20日）

2024年度の取組・活動

- 2023年4月に公表した提言「大規模災害に負けない持続可能な社会の構築」のフォローアップとして、危機管理・社会基盤強化委員会企画部会の企業メンバーで、5月に東北地域を訪問した。東北大学災害科学国際研究所（IRIDeS）、宮城県仙台市、岩手県紫波町のオガール地区などを訪れ、防災・減災に関する取り組みを視察した。
- 10月に危機管理・社会基盤強化委員会を開催。内閣府（防災担当）を来賓に迎え、首都直下地震・帰宅困難者対策、企業の事業継続力強化についての政策動向や調査結果を聴取し、意見交換を行った。
- 経団連機関誌「月刊経団連」12月号において、危機管理と事業継続力の強化に向けた特集を組み、東京都知事と危機管理・社会基盤強化委員会委員長との座談会を実施した。
- 「首都直下地震等対策推進タスクフォース」を設置し、学識者・自治体・企業等と首都直下地震対策の現状や課題等についての意見交換を行った。

（能登半島地震における取組、もしくは強化した取組）

- ▶ 災害復興特別委員会の活動として、4月に十倉会長、富田審議員会議長などが能登半島の被災地を訪問した。輪島市(朝市通り等)や七尾市(和倉温泉等)の被災状況を視察し、地元市長と意見交換した。
- ▶ 能登地域の製品の消費拡大等を図るポータルサイト「東北・能登復興応援フェスタ」を立ち上げ、能登地域の復興・再生を支援した。
- ▶ 経団連1%クラブにて、災害ボランティアの派遣、救援物資「うるうるパック」のお届け、会員企業からの物品寄付仲介などの支援活動を行った。

取組・活動を通じた課題認識

- 企業の事業継続力強化に向けて、「オールハザード型BCP」の実践が課題。従来型のBCPを策定している企業での見直しを進めている。
- また、自社の事業継続力強化に留まらず、サプライチェーン全体の強靱化に向け、サプライチェーンの「多元化」「可視化」「一体化」が重要。
（他団体や行政に協力を期待したいこと、その他確認したいこと）
 - ▶ 人口減少社会を見据え、安全な地域への居住誘導や、災害リスクが低い地域でのコンパクト・シティ形成を進めることが重要。また、大丸有エリアのような地域連携など、地域防災力の強化を促すことを期待する。



▲朝市通りでの黙とう
(4月・能登視察)



▲郡仙台市長との意見交換
(5月・東北視察)



▲「東北・能登復興応援フェスタ」HP



▲1%クラブ 企業人ボランティアプログラム



▲「うるうるパック」梱包作業ボランティア

1 日本商工会議所

団体 構成	設立	1922（大正11）年
	拠点	515商工会議所
	参加企業数	約126万会員

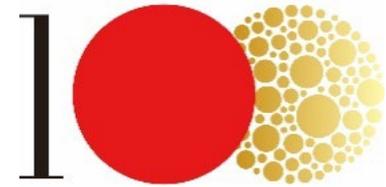
組織の概要・沿革

- 日本商工会議所は、「商工会議所法」〔1953(昭和28)年施行〕に基づき設立された特別民間法人。商工会議所は、中小企業の活力強化と地域経済の活性化に向け、政策提言・経営支援・人材育成等を通じて、社会一般の福祉増進の役割を担う団体であり、日本商工会議所は全国515の商工会議所を会員とする全国団体である。
- 最初の商工会議所（当時は商法会議所）は、1878（明治11）年に東京・大阪・神戸で設立され、その後相次いで設立された商業会議所の連合体として「商業会議所連合会」が結成された。1922（大正11）年、「商業会議所連合会」を改編し、常設の機構・事務局を持つ「日本商工会議所」が誕生した。2022（令和4）年6月、創立100周年を迎え、同年9月に記念事業を開催した。
- 日本商工会議所では、全国の商工会議所を通じて、経営指導員向けのBCP策定マニュアル・研修会セミナーの開催を通じて、中小企業・小規模事業者の防災・減災対策を推進している。



◀ 天皇陛下ご臨席のもと式典を挙行（2022年9月）

地域とともに、未来を創る



since 1922

▲ロゴマークは、「100」をベースに、中央の円で日の丸を、右の円で地域で輝きを放つ中小企業を表現。地域の企業一社一社の団結が日本経済を支えていることを表した。スローガンは、全国515商工会議所、全会員企業とともに、未来に向かって歩みを進めるとの決意を込めた。

組織の基本活動・取組み・指針

- 能登半島地震などの大規模災害が発生した際は、生活およびインフラの早期復旧とともに、被災地域経済の正常化に向け、被災地の現状を見極めつつ、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等を全国の商工会議所が一丸となり、総力をあげて取り組んでいく。
- 足元では、新型コロナの影響を受け、依然経済的苦境にある中小企業に対する経営相談窓口による支援を継続するとともに、タイムリーに政策提言を実施する。
- 東日本大震災からの「復興・創生」の推進と福島再生へ向け継続支援を行う。

令和6年度の取組・活動

- 大地震など自然災害に備え、中小企業のBCP策定や損害保険の活用を支援
- 国土強靱化と地域における幅広い産業の立地促進等に資する社会基盤整備を進めていくことが重要であり、危機管理と経済成長を同時実現する観点から、インフラ整備・強化を推進するとともに、国民生活・経済を支える社会インフラである地域公共交通、物流の持続可能性を後押しする。
- 新型インフルエンザ等対策政府行動計画およびガイドラインの改定の周知
- 能登半島地震からの復興支援
 - ▶ 被災地の復旧・復興状況や被災事業者のニーズを把握し、中小企業の事業再開や地域の復興、観光振興等を時宜に応じて提言
 - ▶ 被災地の特別相談窓口による事業者の資金繰りをはじめとした事業再開を経営指導員の応援派遣の実施など全国の商工会議所ネットワークを活用して支援
 - ▶ 被災事業者の販路開拓・拡大、観光振興への支援等を通じて、被災事業者の事業再開や地域の賑わい回復を推進
 - ▶ 全国商工会議所への義援金募集を通じて、被災地復興を担う被災地商工会議所の再生等を支援



- 全国の商工会議所から経営指導員が能登空港の「能登事業者支援センター」に応援出張。2月19日から8月末までに、延べ124名が勤務し、被災事業者を伴走支援。
- 輪島市でも、7月24日、市役所内に輪島商工会議所としての相談ブースを設置。応援出張として、全国の商工会議所から経営指導員が相談対応。
- 七尾市では生活再建が進み、七尾商工会議所による事業の早期再建支援が進められている。



▲復興イベント(七尾市)



▲輪島市役所内相談ブース

取組・活動を通じた課題認識

- 防災・減災対策を推進する国の司令塔機能の強化
 - ▶ 南海トラフ地震等、広域災害を想定した国・県・市が一体となった防災体制の構築推進
 - ▶ 広域防災拠点等の整備促進
 - ▶ ハザードマップや南海トラフ地震臨時情報等の周知を通じた、防災・減災対策の重要性に関する理解促進・啓発活動
- 地域企業の防災力向上、地域防災拠点となる企業や団体等に対する支援強化
 - ▶ 中小企業に対するBCP策定支援、優遇措置の拡充
 - ▶ 地域の災害リスクを踏まえた民間の防災・減災投資への支援（予算・税制）
- 大規模自然災害を想定したBCPを作成している商工会議所は約6割にとどまり、さらなる拡がりが必要。

1 全国商工会連合会

組織の概要・沿革

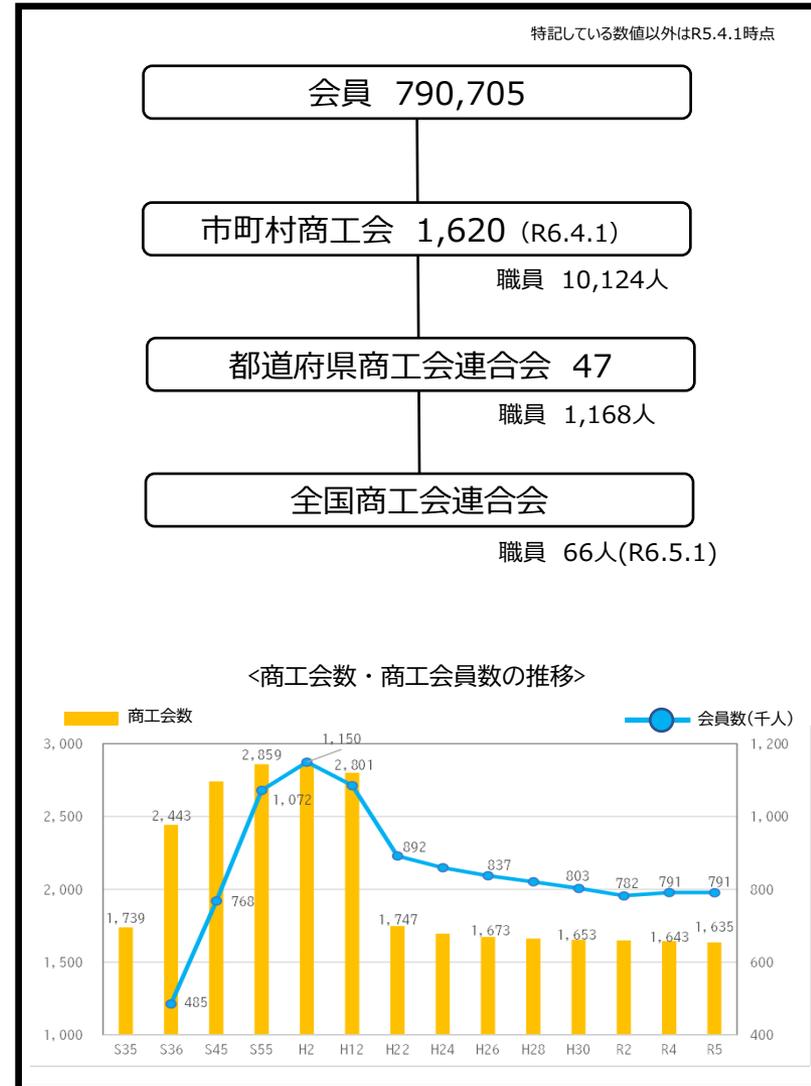
- 商工会法(昭和35年5月20日法律第89号)に基づく認可法人で、商工会及び都道府県商工会連合会の健全な発展を図り、もって商工業の振興に寄与することを目的として昭和37年2月21日に設立（任意団体としては昭和34年3月23日設立）。
- 全国商工会連合会は、都道府県商工会連合会を会員とする総合経済団体であり、都道府県商工会連合会の組織または事業について指導・連絡を行い、その意見を総合してこれを公表し、国会、行政庁等に具申し、もしくは建議すること等によって、商工会の健全な発達を図り、もって我が国商工業の振興に寄与することを事業目的としています。

組織の基本活動・取組み・指針

<令和6年度 事業計画（重点事業）>

1. 成長型経済の時代に対応する中小企業・小規模事業者への伴走型支援の強化
2. 中小企業・小規模事業者の経営環境整備に向けた要望活動等の実施
3. 事業承継・創業支援等の強化による地域経済の持続的発展
4. 中小企業・小規模事業者のリスクマネジメント及び災害復興支援
5. 商工会組織の支援体制及び組織力の強化

団体	設立	昭和37年2月21日
	拠点	1,620
	参加企業数	79.1万



令和6年度の取組・活動

中小企業・小規模事業者のリスクマネジメント力向上のための支援強化

1. 経営リスク対策を踏まえた事業継続に係る計画策定支援の推進
 - (1) 中小企業・小規模事業者の「事業継続力強化計画」の策定支援
 - (2) 商工会の「事業継続力強化支援計画」の認定支援
2. 経営者等のリスクファイナンスとしての共済・保険制度の普及・推進
 - (1) BCP策定支援等に係るリスクマネジメント支援体制の強化
 - (2) 会員事業者向けセミナーの開催や保険相談会等を活用した共済推進の支援
 - (3) 会員事業者向け共済・保険制度の推進

(能登半島地震における取組、もしくは強化した取組)

- ▶被災商工会等への応援職員等の派遣（令和6年2月19日～）
- ▶小規模事業者持続化補助金「災害支援枠」の実施
- ▶特別窓口の設置
- ▶義援金の送金 など

取組・活動を通じた課題認識

- 小規模事業者における事業継続力強化計画の策定がまだ十分には実施されていないこと
- 中小企業・小規模事業者自身が、BCPや事業継続力強化計画を作成する必要性を感じていない場合があること



1 団体名 全国中小企業団体中央会

団体構成	設立	昭和31年4月10日
	拠点	全国
	傘下企業数	47中央会、約28,000団体

組織の概要・沿革

- 中小企業団体中央会は、昭和30年、中小企業等協同組合法(中協法)の改正により「中小企業等協同組合中央会」として誕生。その後、昭和33年、中小企業団体の組織に関する法律(中団法)の施行に伴い、「中小企業団体中央会」と名称を変更し、現在に至っています。
- 中小企業団体中央会は、中小企業連携組織の専門機関です。その目的は、中小企業の組織化を推進し、その強固な連携による共同事業を推進することによって、中小企業の振興発展を図っていくことです。
- 中央会は、中協法および中団法に基づき、47の都道府県中央会については各都道府県知事の認可により、全国中央会については経済産業大臣の認可により設立された法人です。

組織の基本活動・取組み・指針

- 中央会の主な事業
 - 組合運営上の問題等をいつでも気軽に相談できる体制（「窓口相談」）
 - 定期的に指導員が訪問し、face to faceで相談（「巡回指導」）
 - 各種助成策や業界団体向けの情報の提供（機関誌・メールマガジン等）
 - 行政機関等に対し、業界の要望を建議・陳情
 - 各種会合、交流会開催により、会員相互の交流を促進
 - 各種講習会・研修会を開催
 - 中小企業者および官公需適格組合の官公需受注の促進
 - 中小企業および中小企業の組織に関する調査・研究
 - 中小企業組合検定試験の実施と中小企業組合士の認定・登録
 - 組合青年部、組合女性部の育成・強化
 - 中小企業組合等を対象にした各種補助事業等についての支援（ビジョン策定、新分野研究、システム開発等）

▲組織イメージ図

■ 中央会組織（令和5年4月時点）



▲中小企業団体全国大会の様子

(第75回宮城大会)



(第76回福井大会)



令和6年度の取組・活動

■「連携事業継続力強化計画策定支援マニュアル」による普及促進

中小機構、商工中金及び中央会の伴走支援により連携事業継続力強化計画の策定に取り組んだ事例を収集し、普及公開により策定支援に寄与。

■ 中小企業団体全国大会での決議

令和6年10月24日に福井県福井市において開催した全国大会において、共同危機管理体制の構築など、BCP・BCMに取り組みやすい環境整備についての要望事項を決議し、今後、陳情活動を実施予定。

■ 事業継続力強化セミナーの開催（令和7年2月26日）

石川県金沢市において、BCP・BCMの推進役として期待される組合青年部、青年経済人向けに事業継続力強化ネットワークの構築・拡大を目的に開催。

その他、中小企業庁「事業継続力強化計画認定制度研究会」委員参画
等

（能登半島地震における取組、もしくは強化した取組）

- ▶ 能登半島地震関連施策情報の発信
- ▶ 中小企業庁「特別相談窓口」への対応
- ▶ 被災事業者の早期復旧・復興に向けた要望活動の実施
- ▶ 総会等手続きFAQ資料の作成
- ▶ 義援金による対応 等

取組・活動を通じた課題認識

■ 平常時に取り組みやすい環境の醸成

- 必要性・重要性の意識づけ : 経営戦略との結び付け
- 価値の向上 : バリュー提供 (ex.人材確保・採用)

（他団体や行政に協力を期待したいこと、その他確認したいこと）

- ▶ 支援政策の横串化・拡充

▲ 連携事業継続力強化計画策定支援マニュアル



▲ 事業継続力強化セミナーの様子



▲ 中小企業組合の経営支援力強化に関する連携協定締結（損保会社との協定）



・リスクソリューションに関するノウハウ・情報の交換

・団体保険を通じたリスクファイナンスの提供等

1 公益社団法人日本青年会議所

団体 構成	設立	1951年
	拠点	東京都千代田区
	参加企業数	約25,000

組織の概要・沿革

- 1951年に日本青年会議所(以下、「日本JC」)は設立されました。
- 日本全国各地に671の青年会議所があります。
- 約25,000人のメンバーが在籍しております。
- 青年会議所には、品格ある青年であれば、個人の意志によって入会できますが、20歳から40歳までという年齢制限を設けています。
- 各青年会議所の理事長をはじめ、すべての任期は1年に限られます。会員は1年ごとにさまざまな役職を経験することで、豊富な実践経験を積むことができ、自己修練の成果を個々の活動にフィードバックさせていくことができます。

組織の基本活動・取組み・指針

- 明るい豊かな社会の実現を理想とし、1951年に日本青年会議所(以下、「日本JC」)は設立されました。共に向上し合い、社会に貢献しようという理念のもと、各地に青年会議所が誕生していき、現在、日本全国各地に671の青年会議所があり、約25,000人のメンバーと共に、よりよい社会づくりを目指し、社会課題解決に向けた運動や事業を始め、行政と連携した地域貢献事業などに取り組んでいます。また、青年会議所は世界中にネットワークの広がる国際団体です。国際青年会議所(JCI)のメンバーとして各国の青年会議所と連携し、世界を舞台として、様々な活動を展開しています。



▲公益社団法人 日本青年会議所会館

令和6年度の取組・活動

■ 国土強靱化委員会の取り組み

(1)災害ネットワークに関する連携の強化

全国各地に有する青年会議所のネットワークを活用し、社会福祉協議会との防災協定をはじめ、民間団体と連携を図り、防災訓練や災害時における救援相互運営マニュアルの策定を奨励し、平時の段階からあらゆる災害にも迅速に対応ができるよう災害ネットワークの強化を行っています。

(2)あらゆる災害を想定して防災減災につなげる運動

自治体や民間企業を対象に、あらゆる災害を想定して防災・減災につなげるために、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)を活用し、インフラ環境の老朽化や整備不足の解消につなげる運動を全国で展開しています。

(能登半島地震における取組、もしくは強化した取組)

▶1月1日に発生した能登半島地震を受け、翌日から緊急支援物資を被災地へ届けるとともに、総勢763名の全国のメンバーとボランティア活動を展開しました。3月から5月には、珠洲市でバスケットボール教室や七尾市で大道芸人ショーを開催し、総352名の子供たちが参加し、多くの笑顔を生み出しました。8月には、能登半島と全国の高校生が交流し、共に復興プランを策定するとともに、地域を巻き込み復興花火を盛大に打ち上げました。

取組・活動を通じた課題認識

被災により、学校や公共施設などが避難所として使用されている現状を踏まえ、被災地の子供たちが身体を十分に動かすことができず、身体的ストレスを感じ、精神的にも落ち込んでいる状況の改善と被災地の早期復旧、復興の支援を全国の仲間と共に取り組んで参ります。



▲災害対策本部を立ち上げの様子



▲ネクストリーダーによる被災地支援復興プロジェクトの様子



▲地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の様子

1 一般社団法人全国銀行協会

組織の概要・沿革

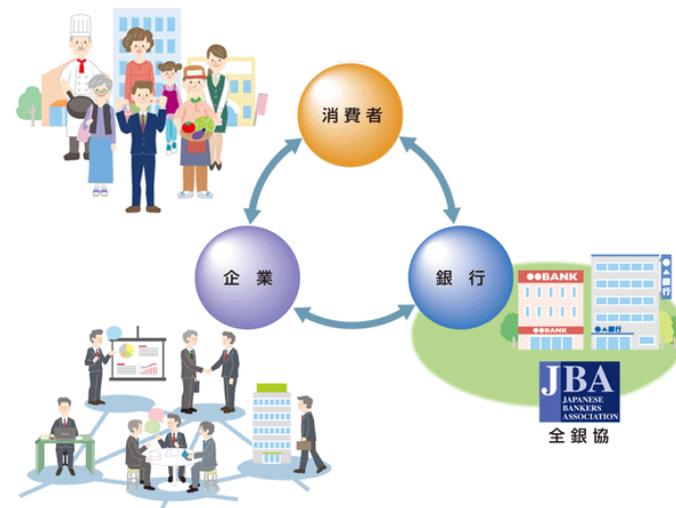
- 一般社団法人全国銀行協会は、国内で活動する銀行、銀行持株会社および各地の銀行協会を会員とする組織。わが国における銀行の健全な発展を図り、経済の成長と国民生活の繁栄に寄与することを目的として、金融経済・銀行経営についての調査研究、銀行業務および銀行事務の改善に関する調査企画、各種決済制度に関する運営企画等の事業を行っている。
- 1877年に創立した銀行団体「択善会」を起源として、1945年に設立した「全国銀行協会連合会」を経て、2011年に「一般社団法人全国銀行協会」へ改組し、今日に至る。

組織の基本活動・取組み・指針

- 地震をはじめ、自然災害に見舞われることが多いわが国においては、業務継続計画（BCP）の策定とそのレベルアップのための継続的な取組みが欠かせない。銀行は、「金融」という重要な社会機能の維持に関わる事業者としての使命を果たすことができるよう、従来からこうした取組みを積極的に行っているが、全銀協は、銀行の取組みを支援し、銀行界全体の対応能力を向上させるために、ガイドラインの策定や業界横断の訓練を実施するなどの取組みを行っている。
- また、全銀協が事務局となっている短期金融市場BCP事業においても、定期的に業界横断的な訓練を実施し、被災時に情報確認ツール等を用いて適切な市場運営ができるよう努めている。

団体 構成	設立	2011年4月1日
	拠点	1
	参加企業数	240

▲イメージ図



▲全銀協の組織イメージ図



▲短期金融市場BCP共同訓練の様子

令和6年度の取組・活動

- 会員銀行のBCPの実効性向上のための業界横断訓練や、短期金融市場BCP共同訓練の実施
- 会員銀行への必要な情報の提供（「金融上の措置の要請」等について周知）。

（能登半島地震における取組、もしくは強化した取組）

- ▶ 全銀協の対応状況

<https://www.zenginkyo.or.jp/topic/disaster202401/>

- ▶ 災害対応に関する申し合わせ

<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2024/n011201/>

- ▶ 義援金口座に係る他行宛振込手数料の無料取扱いについて

<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2024/n011001/>

- ▶ 義援金等の振込時における硬貨取扱手数料の免除扱い

<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2024/n012502/>

- ▶ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」への対応等

<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2024/n010401/>

取組・活動を通じた課題認識

- 地震だけでなく、台風、さらには事前の正確な予測が難しく準備期間が短い線状降水帯など、様々な災害を想定した態勢整備が必要。
- 臨時休業やお客様・従業員等の避難対応等を迅速・適切に判断するための事前検討が必要。

（他団体や行政に協力を期待したいこと、その他確認したいこと）

- ▶ 被災者が各種支援策を漏れなく確認できるような取組み（例：被災地の自治体ウェブサイト等に各団体支援策のURLを掲載）
- ▶ 継続的な情報提供

令和6年能登半島地震で被災された皆さまへ

令和6年能登半島地震の影響で、**住宅ローンなどの返済にお困りではありませんか？**

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、**住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。**

メリット1
手続支援を**無料**で

※ 弁護士費用・法律事務所費用等による手続支援は無料です。
※ 弁護士費用・法律事務所費用等による手続支援は無料です。
※ 弁護士費用・法律事務所費用等による手続支援は無料です。

メリット2
義援金等に加え**財産の一部を手元に残せる**

※ 義援金等に加え、住宅ローンなどの返済免除・減額により、手元に残せる財産が増えます。
※ 義援金等に加え、住宅ローンなどの返済免除・減額により、手元に残せる財産が増えます。

メリット3
個人信用情報として**登録されない**

※ 債務整理をしたことが個人信用情報に反映されず、借入や融資に支障がなくなります。
※ 債務整理をしたことが個人信用情報に反映されず、借入や融資に支障がなくなります。

詳しくは、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください

※ 金融機関の対応は、一時的な休業（業務再開の遅延）や、返済・滞り、利息の上乗せなど、被災者の返済負担を軽減する措置（返済免除・減額）を要するところの借入元が異なります。また、被災者の返済負担を軽減する措置（返済免除・減額）を要するところの借入元が異なります。また、被災者の返済負担を軽減する措置（返済免除・減額）を要するところの借入元が異なります。

金融庁 国土交通省 日本大学・自然災害被災者債務整理ガイドライン推進協議会

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

手続の流れ

- ① 手続着手の申出
被災者の一助として金融機関、弁護士等の手続支援を受けること。返済免除・減額等の申請を行う。返済免除・減額等の申請を行う。
- ② 「調停案項案」の作成
「調停案項案」を作成し、債権者の同意を得る。債権者の同意を得る。債権者の同意を得る。
- ③ 「調停案項案」の提出・説明
「調停案項案」を提出し、債権者に説明を行う。債権者に説明を行う。債権者に説明を行う。
- ④ 専門家による手続支援を依頼
上記の金融機関や弁護士等から手続支援を受ける。手続支援を受ける。手続支援を受ける。
- ⑤ 特定調停の申立
債権者の同意を得た上で、特定調停を申し立てる。特定調停を申し立てる。特定調停を申し立てる。
- ⑥ 債務整理（開始）の申出
金融機関に債務整理を申し出て、手続を進める。手続を進める。手続を進める。
- ⑦ 調停案項の確定
特定調停により債務整理が完了する。債務整理が完了する。債務整理が完了する。

（2024.1）

- ▶ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインのご案内【令和6年能登半島地震】（チラシ）

自然災害で被災された皆さまへ

全国銀行協会加盟銀行は、被災された方々の状況に応じて、できるかぎりの対応に取り組んで参ります。

お困りのことがございましたら、**まずは、銀行にご連絡ください!**

- 連絡・証書、印鑑をなくしてしまった。紙幣や貨幣が損傷した。
- 融資の返済条件について相談したい。
- 災害により資金が必要となった。
- 事業の継続・承継に不安がある。
- 住宅ローンの返済に不安がある。「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」について詳しく聞きたい。等

※ 全国銀行協会加盟銀行は、銀行に関するご相談や問合せをお受けしています。
TEL: 0570-017109 本社は 03-5252-3772
※ 受付日 月～金曜日（祝日および銀行の休業日も除く）
受付時間 午前9時～午後6時

JBA 一般社団法人 全国銀行協会

- ▶ 自然災害で被災された皆様へ（チラシ）

1 一般社団法人 全国地方銀行協会

組織の概要・沿革

- 一般社団法人全国地方銀行協会は、地方銀行の健全な発展を通じて金融経済の伸長を目的に1936年に設立しました。
- 会員銀行の共通課題に対処するため、幅広い分野・レベルでの会議を開催し、金融制度や金融政策に関する意見交換を行い、必要に応じて関係方面へ提言を行うほか、お客さまのニーズに即した金融商品・サービスの研究、銀行業務の改善・合理化策の検討、経済金融動向や銀行経営に関する調査・研究、会員銀行の役職員の研修といった活動に取り組んでいます。

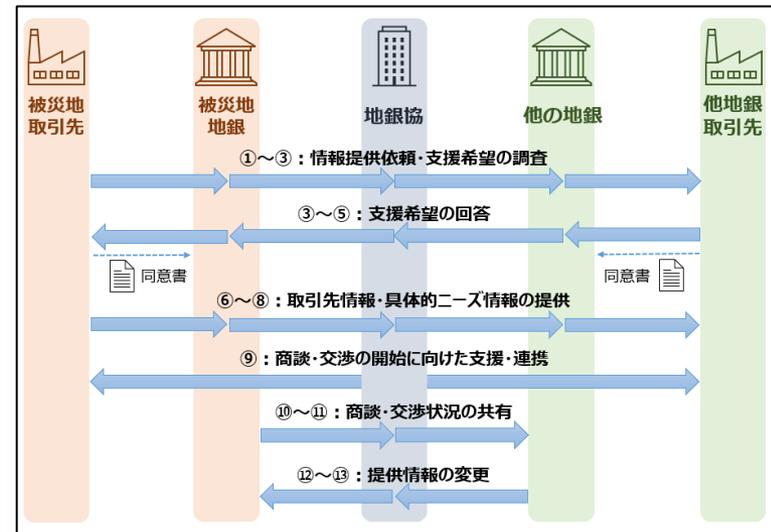
組織の基本活動・取組み・指針

- 【災害義援金制度の運営】…全国を網羅する会員銀行の店舗網を活用した災害義援金制度を運営しています。本制度は、全国の地方銀行から、被災地の地方公共団体や支援活動を行う日本赤十字社等に直接義援金をお振込みいただくものです。受け付けた災害義援金の振込手数料は無料となります。
- 【被災地銀行への救援物資の提供】…地方銀行各行から救援物資の提供を受け、当協会を經由して被災地銀行へ救援物資を提供しています。
- 【BCP勉強会の開催】…会員銀行のBCP高度化を目的に、年1回「BCP勉強会」を開催し、各行のBCP整備状況等に関する情報共有・有識者からの講演聴取等を行っています。

団体構成	設立	1936年9月
	拠点	東京都千代田区内神田3-1-2
	参加企業数	62

- 【被災地企業支援情報ネットワークの運営】…災害が発生した地域の製品の販売・購入等に関する取引先企業・事業者のニーズ情報を地銀間で共有するとともに、地銀のネットワークを活用して、当該ニーズ情報をマッチングする機会を創出することを通じて、被災地域の地銀の取引先を支援し、地域経済・産業の復興・活性化に資することを目的としたネットワークを運営しています。

▼被災地企業支援情報ネットワークのスキーム図



令和6年度の取組・活動

- 「令和6年7月25日からの大雨」、「令和6年台風第10号関連」、「令和6年能登豪雨関連」の発生を受け、当協会が運営している災害義援金制度に基づき、被災地行等に開設された義援金口座の取扱開始等を会員銀行に連絡するとともに、当協会Webサイトに掲載しました。
- 各種災害発生時に、金融庁からの要請に基づき、被災地に支店を持つ銀行に、金融上の措置（返済猶予、融資条件の緩和、被災者への金融サービス支援等）を求める要請文を送付し、会員銀行への周知活動を行いました。

（能登半島地震における取組、もしくは強化した取組）

- ▶ 2024年1月に発生した「令和6年能登半島地震」の被災者の救援や被災地の復興に役立てていただくため、地銀界として、日本赤十字社や地元自治体等に4億6,631万円（2月1日現在）の災害義援金を寄贈しました。
- ▶ また、被災地銀行からの要請を受け、当協会および会員銀行より、1月から2月にかけて、飲料水、食料品、日用品、簡易トイレなどの支援物資の提供を行いました。

▼災害義援金の案内（当協会Webサイト）

災害義援金の取り扱い

一般社団法人全国地方銀行協会は、全国を網羅する会員銀行の店舗網を活用した災害義援金制度を運営しており、現在、本制度に基づき以下の災害について義援金のお取扱いを行っております。

取扱災害義援金	取扱義援金口座
低気圧と前線による大雨（令和6年能登豪雨）関連 〔注〕 義援金受入口座を開設している銀行：北興銀行	 取扱義援金口座
令和6年台風第10号関連 〔注〕 義援金受入口座を開設している銀行：岩崎銀行	 取扱義援金口座
令和6年7月25日からの大雨関連 〔注〕 義援金受入口座を開設している銀行：秋田銀行、北都銀行、百内銀行、山形銀行	 取扱義援金口座
令和6年能登半島地震関連 〔注〕 義援金受入口座を開設している銀行：武蔵野銀行、東武北越銀行、北野銀行、富山銀行、北興銀行、信濃銀行、伊予銀行、信濃銀行	 取扱義援金口座
令和5年台風第13号関連 〔注〕 義援金受入口座を開設している銀行：東武銀行	 取扱義援金口座
令和5年7月7日からの大雨関連 〔注〕 義援金受入口座を開設している銀行：信濃銀行、信濃銀行、西日本シティ銀行	 取扱義援金口座
平成30年北海道胆振東部地震関連 〔注〕 義援金受入口座を開設している銀行：北海道銀行	 取扱義援金口座
平成28年（2016年）熊本地震関連 〔注〕 義援金受入口座を開設している銀行：岩崎銀行	 取扱義援金口座
東日本大震災関連 〔注〕 義援金受入口座を開設している銀行：青森銀行、東北銀行、七十七銀行、東武銀行	 取扱義援金口座

1

一般社団法人第二地方銀行協会

団体 構成	設立	1945年(昭和20年)10月
	拠点	東京都千代田区
	参加企業数	36

組織の概要・沿革

- 昭和20年に発足した全国無尽協会を起源として、全国相互銀行協会を経て、相互銀行が普通銀行に転換した昭和63年に社団法人第二地方銀行協会として設立(平成24年に現行の一般社団法人に移行)。
- 会員銀行の業務改善に関する調査研究、金融・経済に関する調査研究、関係官庁その他に対する意見の開陳および連絡等の事業に取り組む。

組織の基本活動・取組み

- 会員行が大規模災害に被災した際に、当該被災行に対し、他の会員行と協会が必要な物資を円滑に供給する制度の運営。
- 大規模災害時に、被災顧客に対し被災地会員行以外の会員行が預金払戻しを行い、当座の生活資金等の支援をする制度の運営。
- 会員行全行の代表者会議において、被災行代表者から被災状況や対応の体験を報告してもらい、トップレベルでの被災対応の共有を図る(例：豪雨災害被災行における営業店の「計画休業」の取組みを紹介)。
- 全国の会員行の店頭において、振込手数料を無料にて災害義援金を受け付け、被災自治体の義援金口座に送金する制度の運営。
- 会員行の取引先企業と全会員行間における口座振替・総合振込等データ伝送ネットワークについて、災害時の障害発生を想定したFAX同報訓練の実施(会員行・利用企業・データセンター・当協会が参加)。

令和6年度の取組・活動(能登半島地震における取組み)

- 「日本赤十字社」を通じて、被害に対する義援金として5百万円を寄付。
- 被災地の地方銀行に他団体と共同して水などの支援物資を提供。
- 会員行間の災害等義援金受入れ口座への送金手数料の無料化対応を実施。
(災害義援金の振込手数料無料化に関し、被災地への迅速な支援を図るため、地方自治体・会員行間の申請事務を簡素化。)

一般社団法人全国信用金庫協会の活動について

1. 参加組織のご紹介

【組織名・組織構成、組織の沿革・概要】

全国信用金庫協会（略称：全信協）は、全国の254信用金庫と信金中央金庫を会員とし、信用金庫の健全な発展と社会的使命を果たすことを目的に、昭和20年に設立された公益性をもつ金融団体です。

全信協は会員信用金庫の利益代表機関として、信用金庫の業務や金融機能等に関する調査・研究をはじめ、関係官庁等への要望活動、人材育成活動など様々な事業を行っております。

また、全信協では、信用金庫のPR・知名度向上に向けた広報活動を展開し、2024年10月からはイメージキャラクターとして伊藤沙莉（いとう さいり）さんを起用しております。

<全信協の概要>

名 称	一般社団法人全国信用金庫協会
代 表 者	会長 平松 廣司（かながわ信用金庫 会長）
所 在 地	〒103-0028 東京都中央区八重洲1丁目3番7号 ＜分室＞ 〒103-0027 東京都中央区日本橋1丁目3番5号
設 立	昭和20年（1945年）11月1日
ホームページ	https://www.shinkin.org/

<信用金庫のイメージキャラクター：伊藤沙莉さん>



テレビCM (<https://www.shinkin.org/character/cm.html>)

【組織の基本活動・取組み・指針】

＜信用金庫向けの直近の主な取組み＞

○ 信用金庫における事業継続態勢の向上に向けた支援

- 2017年12月に損害保険会社およびそのグループ会社との間で「事業継続計画（BCP）等の支援に関する協定」（3者協定）を締結し、信用金庫における事業継続力の向上を支援すべく、直近では主に以下の取組みを展開。

①「自然災害（地震・風水害）BCP見直しのポイント」の策定

各信用金庫の自然災害BCPの見直しに向けた検討にあたり必要となる最新の知見やチェックポイント、信用金庫における取組事例、各種参考様式等を取りまとめたもの。

②「自然災害（地震・風水害）BCP見直しに向けたワークショップ」（信用金庫担当者向けの集合研修）の開催

上記①の資料を各信用金庫がより効果的・効率的に活用するためのワークショップを全国7地域（札幌、仙台、金沢、東京、名古屋、大阪、福岡）で開催。

③「BCP等支援メニュー」の提供

「BCPよろず相談」や「BCPレベル診断」、各種研修・訓練などの支援メニューを提供。

○ 信用金庫の保険窓販業務の支援

- 自然災害等への備えとして、各損害保険会社と連携して「業界制度商品」を取りまとめている。

①個人向け：「しんきんグッドすまいる」（火災保険）

②事業者向け：「しんきんの事業性保険」（事業用物件の火災保険、休業、労災リスクを補償する保険）

○ 信用金庫取引先中小事業者への意識啓蒙に係る支援

- 2019年7月の中小企業強靱化法の施行を踏まえ、損害保険会社と連携のうえ、信用金庫が取引先中小企業向けに自然災害リスクに係る意識啓蒙を行うためのツールとして以下の媒体を作成。

①中小企業向けの自然災害リスク対策に関するリーフレット

②同リーフレットに係る説明動画

＜被災者向けの直近の主な取組み＞

○ 災害義援金の取扱い

- 全信協では、災害の発生に伴う被災地支援の一助として、全国の信用金庫窓口でお客様からの義援金の受入れを行うべく、「窓口における災害義援金の取扱要領」を制定しており、災害の規模等に応じた2つのスキームを設け、業界を挙げて被災者を支援。

①全信協窓口義援金（全信協がとりまとめを行う義援金）

東日本大震災や令和元年台風19号、令和6年能登半島地震など、都道府県をまたぐ広域・大規模な災害が発生した場合に、全信協が開設した専用口座にてとりまとめを行った義援金を日本赤十字社に送金することを通じて被災地を支援（日本赤十字社の配分委員会により、各地域の義援金を配分）（直近では、令和6年能登半島地震に際して、日本赤十字社を通じて被災地に対して、約7億円を寄付）。

②被災地信用金庫窓口義援金（被災地の信用金庫がとりまとめを行う義援金）

上記①に該当しない災害が発生した場合に、被災地信用金庫の判断に基づき立ち上げた義援金について、全信協を通じて全国の信用金庫に案内を行い、当該被災地信用金庫内に開設した専用口座にてとりまとめを行った義援金を地元の地公体等に送金することを通じて被災地を支援。

○ 救援千円募金の実施

- 一定の大規模災害発生時には、全国の信用金庫および関係団体等の役職員（約10万人）に呼びかけを行い、1口1千円（東日本大震災の場合は2千円）の寄付を募り、被災地への募金を実施（直近では、「令和6年能登半島地震救援千円募金」を実施し、令和6年3月、被災地の地方公共団体（石川県、富山県、新潟県）および被災地に所在する信用金庫（15金庫）に対し、総額1億7,800万円の見舞金を寄贈した）。

2. 令和6年度を取組・活動

【令和6年度を取組・活動】

＜信用金庫向けの主な取組み＞

○ 信用金庫における事業継続態勢の向上に向けた支援

①「風水害BCP訓練体験会」（信用金庫担当者向けの集合研修）の開催

激甚化・頻発化が著しい風水害BCPの実効性向上に向け、台風の直撃を想定したシナリオのもと、災害対策本部事務局として行うべき行動・指示等に関するベストプラクティスや課題等について議論する研修会を全国4地域（東京、名古屋、大阪、福岡）で開催。

②『令和6年能登半島地震』をテーマとしたオンラインセミナーの開催

本地震の被災教訓を踏まえたBCPの高度化等を図るべく、内閣府・北陸財務局・興能信用金庫（本店：石川県鳳珠郡能登町）の協力を得て、標記セミナーを開催。

<被災者向けの主な取組み>

○ 災害義援金の取扱い

- 前掲の「窓口における災害義援金の取扱要領」に基づき、以下の災害義援金を実施した（現在実施中の義援金の詳細は、全信協ホームページ (<https://www.shinkin.org/info/>) を参照）。

①全信協窓口義援金スキーム

	令和6年能登半島地震
取扱期間	2024年1月11日～翌年12月12日（予定）
とりまとめ金庫	信金中央金庫
寄付先	日本赤十字社を通じて被災都道府県に設置される義援金配分委員会へ全額寄附
寄付額	受付中 (本義援金取扱開始から2025年4月30日受付分までの総額：約7億円)

②被災地信用金庫窓口義援金スキーム

	令和5年7月 豪雨	令和6年7月 豪雨	令和6年 台風10号豪雨	令和6年9月 能登半島豪雨
取扱期間	2023年8月1日 ～翌年6月28日	2024年8月28日 ～12月27日	2024年10月15日 ～12月27日	2024年11月1日 ～翌年12月26日
とりまとめ 金庫	筑後信用金庫 (福岡県)	鶴岡信用金庫 (山形県)	中南信用金庫 (神奈川県)	興能信用金庫 (石川県)
寄付先	福岡県久留米市	山形県酒田市 飽海郡遊佐町 鶴岡市 東田川郡庄内町 東田川郡三川町	神奈川県中郡二宮町	石川県珠洲市・ 鳳珠郡能登町
寄付額	約100万円	約660万円	約1,000万円	受付中

【課題認識】

<足元における主な課題認識>

- 南海トラフ地震への対応（「南海トラフ地震臨時情報」発令時の実務対応等）。
- 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえたBCPの高度化等（休日に発災した場合の災害対策本部メンバー間やその他役職員との情報連携の対応など）。
- 台風・豪雨発生における臨時休業や帰宅指示の判断基準。
- BCPに係る教育・訓練の充実・実効性の確保。

＜他組織や行政に協力を期待したいこと等＞

- 上記課題認識に対する意見交換や情報提供（対応の考え方や優れた対応事例の展開、ツールの共有など）。
- 風水害の際に発表される各省庁や自治体からの各種警報や気象情報などを効率的に収集できるように、それらの情報を一元的に管理した情報発信。

以 上

1 全国信用組合中央協会

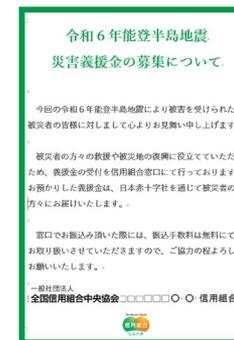
団体 構成	設立	昭和34年(1959年)
	拠点	東京都中央区京橋1-9-5
	参加企業数	143信用組合

組織の概要・沿革

- 全国信用組合中央協会は143の会員からなる全国の信用組合の中央組織として昭和34年2月に設立されました。信用組合の健全な発展を図り、公共の利益を増進することを目的に、主な役割として、金融庁や関係省庁・団体との連絡・調整窓口となり、信用組合に係る関係法令の施行や制度改正等の周知など、円滑な実施に向けての業務支援をはじめ、政府の施策等に対し、信用組合業界としての意見表明や要望活動を行っています。

令和6年度の取組・活動（予定含む）

- 能登半島地震の被災に対する義援金を受付しています。



- 「津波防災の日」に係る緊急地震速報訓練への参加要請及び訓練参加状況の調査について依頼する予定です。

組織の基本活動・取組み・指針

- 会員信組に対し、BCP訓練マニュアル等の整備 BCPの策定や見直しおよび定期的な訓練の実施等の体制整備に向けた「災害対策規程」の参考例を作成し提供しました。
- 実効性のある「業務継続態勢の整備」に向け、外部機関を活用した危機対応模擬訓練を東京、大阪において実施しました。

取組・活動を通じた課題認識

- 信用組合は、全国に点在しており規模も大小様々であるため、ニーズが異なります。このため、中央組織からの画一的な情報提供等は難しいのが現状です。
- 各信用組合は地域毎に他金融機関と連携を図っており、災害への対応についても独自に協定を締結するなど、中央組織が関与する余地は僅少であると認識しています。

令和6年度の取組・活動

- 損害保険の普及啓発及び理解促進に資する事業
 - ・テレビCMやインターネット広告等のマス媒体を活用し、国民全体に地震保険の内容、必要性等を訴求する広報活動を実施
 - ・「中小企業に必要な保険特設サイト」、「サイバー保険特設サイト」で事業者向け損害保険の普及促進を実施
- 事故、災害及び犯罪の防止又は軽減に資する事業
 - ・全国各地で地域の災害特性に応じた防災セミナーを開催
 - ・ハザードマップの普及促進に向けた取組みを実施

(能登半島地震における取組、もしくは強化した取組)

- ▶ 迅速な損害調査・保険金支払実現の観点から、損害保険業界として共同調査(※)を実施
※航空写真等を用いて被災地域の状況を確認し、火災による「焼失」または津波による「流失」が認められる地域について、地域単位で「全損地域」「一部全損地域」を認定するもの
- ▶ 災害救助法が適用された地域で被害を受けた契約者に対し、各損害保険会社は、火災保険、自動車保険、傷害保険などの各種損害保険について、継続契約の手続きや保険料のお支払いを猶予
- ▶ 被災者向けの情報提供として損害保険各社および損保協会の相談窓口を記載した見舞広告を出稿

取組・活動を通じた課題認識

- 防災啓発内容の効果的な周知
(他団体や行政に協力を期待したいこと、その他確認したいこと)
- ▶ 各団体が実施する防災啓発取組みの具体的な内容を共有いただきたい

▲地震保険に関する広報活動(地震保険特設サイト)



▲中小企業特設サイト



▲サイバー保険特設サイト



▲防災セミナーの様子



防災経済コンソーシアム 活動報告



2024年10月4日

一般社団法人 日本損害保険代理業協会



一般社団法人
日本損害保険代理業協会
INDEPENDENT INSURANCE AGENTS OF JAPAN, INC.

目次

I . 組織の概要・沿革

II . 組織の基本活動・取組み・指針

III . 2024年度の取組・活動

IV . 取組・活動を通じた課題認識

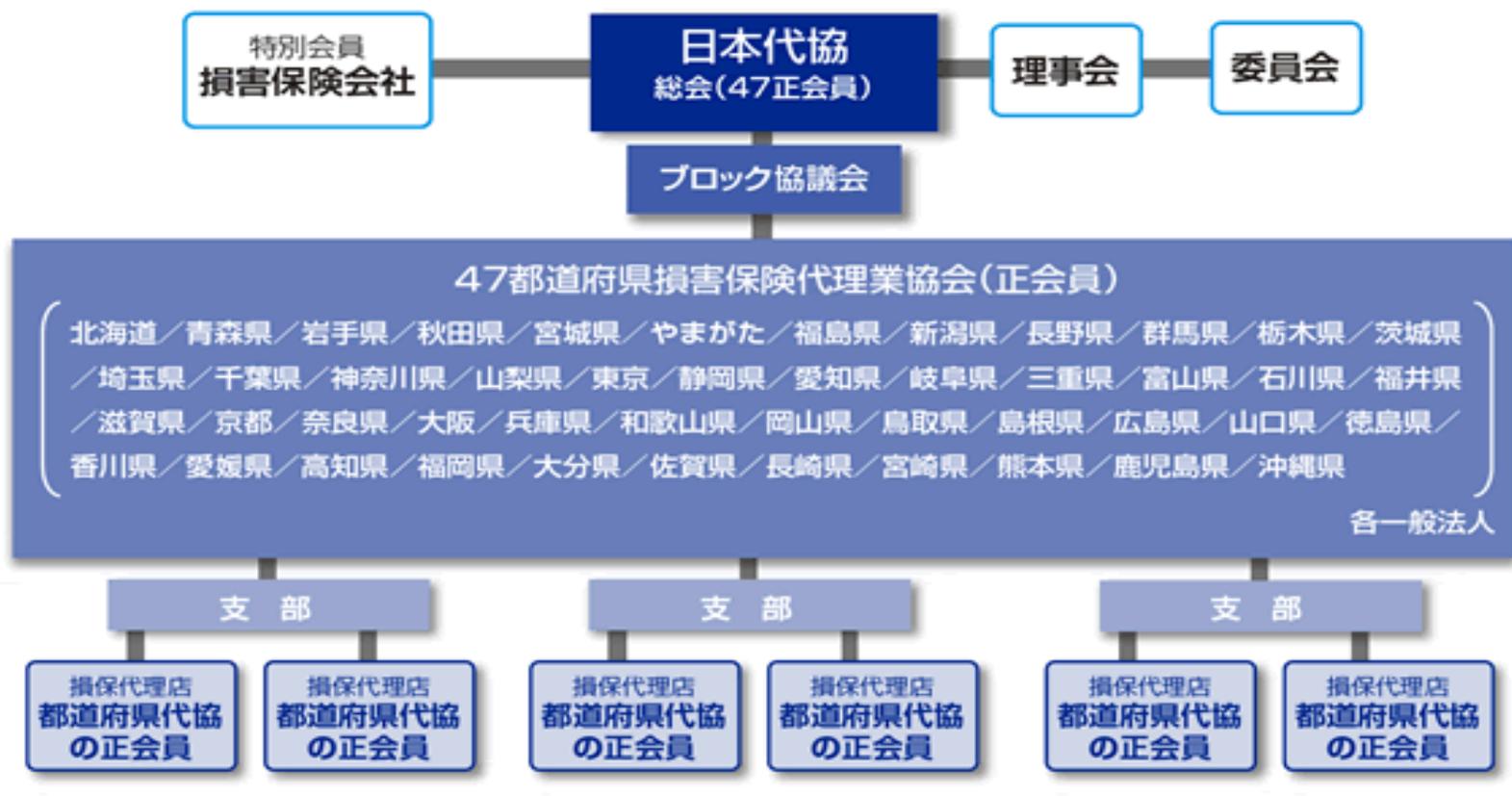
I . 組織の概要・沿革

- ◆一般社団法人日本損害保険代理業協会は、昭和15年に設立された「東京火災保険代理業懇話会」を起源とする、損害保険代理業界を代表する全国規模の職業団体です。
- ◆「損害保険の普及と保険契約者及び一般消費者の利益保護を図るため、損害保険代理店の資質を高め、その業務の適正な運営を確保し、損害保険事業の健全な発展に寄与するとともに、幅広く社会に貢献するための活動を行うこと(定款第3条)」を目的としております。
- ◆2024年3月末現在の会員数(代理店数)は10,771店。会員の約8割が従業員10名以下の地域に根差した代理店です。

I. 組織の概要・沿革

日本代協の組織形態

組織機構図



目次

I . 組織の概要・沿革

II . 組織の基本活動・取組み・指針

III . 2024年度の取組・活動

IV . 取組・活動を通じた課題認識

Ⅱ. 組織の基本活動・取組み・指針

CSR活動の展開

◆ぼうさい探検隊への取組み

- ・損保協会主催の「子どもたちが楽しみながら、街にある防災・防犯・交通安全に関する施設や設備などを見て回り、マップにまとめて確認する実践的な安全教育プログラム」です。
- ・日本代協では、全国でこの取組みを支援しており、応募の約半数は日本代協経由での申し込みとなっております。

◆学校教育への取組み

- ・代協会員が講師となり、これから社会に出る高校3年生を中心に、自動車事故の具体事例や事故を起こした場合の様々な賠償責任、自動車保険の補償内容やチェックポイント等の解説を、学校授業の一つとして実施しています。

Ⅱ. 組織の基本活動・取組み・指針

中小企業向け防災・減災の事前対策支援

◆中小企業の顧客に対する「事業継続力強化計画」認定に向けた支援

- ・弊会では2022年度より中小企業庁が推進する「事業継続力強化計画」の認定に向けた取り組みを行っております。
- ・まずは、会員自身が認定を受ける取り組みからスタートし、徐々に中小企業の顧客が認定を受けるための支援活動に軸足を移してきております。
- ・活動はまだ緒に就いたばかりではありますが、中小企業のリスクマネジメント意識の向上を目指して、継続的に取り組んでまいります。



目次

I . 組織の概要・沿革

II . 組織の基本活動・取組み・指針

III . 2024年度の取組・活動

IV . 取組・活動を通じた課題認識



Ⅲ. 2024年度の取組・活動

能登半島地震対応

- ◆石川県の代協会員は156店、県内のエリア別に、金沢支部、小松支部、能登支部を設置しています。
- ◆特に被害の大きかった能登支部は、20店を超える会員が所属しており、代協としても安否確認等を進めました。
- ◆詳細は、別添の2024年2月26日付 保険毎日新聞の記事の通りです。
※防災経済コンソーシアム参加メンバーに限定した記事の二次利用につき、保険毎日新聞社了承済みです。



目次

I . 組織の概要・沿革

II . 組織の基本活動・取組み・指針

III . 2024年度の取組・活動

IV . 取組・活動を通じた課題認識



IV. 取組・活動を通じた課題認識

◆CSR活動や防災・減災の取り組みに対して、会員の中の意識レベルの差があることも事実であり、より多くの会員がこの種の取り組みを積極的に行っていくようなリードが必要と認識しております。

◆代理店という職業、代協という組織をより多くの方に知っていただくために、この種の取り組みに対する広報活動に更に工夫を凝らしていきたいと考えております。





内灘地区の状況

(6面からつづく)
の日時が把握できず、立ち会いがしづらい。同行することで契約者の安心感が違うのだが。
津田 代理店が介入するのとはしないのでは大きく異なる。
森 道路状況が極めて悪いが、車は大丈夫か。
津田 道路がひどく損

域はフリーダイヤルで対応できても、能登地域では代理店が手配している。電話が不通の地域もあり、契約者の車が大丈夫か心配は尽きない。

地震拡大推進の議論を
除料が高額過ぎるという現実がある。今すぐに保

仕事がなくなれば日常の暮らしも失われてしまう。仕事は住まいと同様に大事だ。一方、地震被災は海岸から200mは引受けないといつた制限や、加入できても保

して、地震担保の必要性を強く感じた。業員皆が一緒になり、政治も動かして国に働き掛けるくらい動きが必要ではないだろうか。個人の地震保険は「生活再建支援」だが、企業には「事業所再建支援」という形で地

契約者は「火災保険に入っているが、地震では出ないのか」という感覚だ。代理店としては積極的に被災を勧めたいが、保険会社本社での業談など制限がある。

森 課題ということだが、個人の地震保険での課題は。
浜上 話聞くのは、建築中の建物が地震で被災したケースだ。その場合、火災保険や地震保険はまだ付保されていない。また、液状化の厳しい地域では、住民が住む

ことを断念するケースも出ている。新たに住宅を建築したり、購入する場合には「二重ローン」の話が浮上する。地震保険で住宅ローンの残債が処理できればよいが、そうできない場合には大きな負担と

森 石川県代協の取り組みは。
浜上 まず、被災地支援については、個人や有志で現地に向かった会員もいるが、現在、能登地域は人が人の救助や物資の運搬などが続いている。居ても立っても居られないという会員の声も聞くが、今は行政の救助の妨げになることから石川県代協として被災した代理店に何ができるか検

傷し、能登では自動車事故もある。路面の穴に落ちて引き上げたり、浮き出したマンホールで車体が傷付く事故も報告されているが、ロードサービスが手配しにくい状況だ。こうしたサービスは保険会社の拠点がある地

津田 いわゆる企業の地震保険、地震の拡張担保(地震拡張)特約の普及や保険料について業界で検討する必要があるのではないか。壊滅的な被害のある能登では地域の産業がつぶれていく。被災者が職場をなすし、

津田 除料を安くしろとか、引受けを緩和しろと言っているわけではない。業界として、地震拡張を進めようという動きは、高い保険料が引受けが厳しいという課題が粗上(そじょう)に載るのではないかと。本来の保険の機能で

震災が広がることを期待する。地震拡張は重要な社会的課題だ。
浜上 法人の顧客への訪問では、事務所天井が落ちた契約者もいたが、「保険は出す。申しわけない」とのあいさつから始まることもある。

震拡大が広がることを期待する。地震拡張は重要な社会的課題だ。
浜上 法人の顧客への訪問では、事務所天井が落ちた契約者もいたが、「保険は出す。申しわけない」とのあいさつから始まることもある。

ことを断念するケースも出ている。新たに住宅を建築したり、購入する場合には「二重ローン」の話が浮上する。地震保険で住宅ローンの残債が処理できればよいが、そうできない場合には大きな負担と

討している最中だ。まず、金沢支部や小松支部の会員に対して義援金を募っている。また、1月17日の理事会後には金融庁監督局の三浦知宏保険課長と損保協会の新納啓介協会長、南波靖一朗北陸支部委員長などが石川県代協事務局を訪問、被害の大きかった内灘地区を視察された。1月20日には、石川県代協の新聞広告を被災者へのメッセージとともに地元紙に掲載した。会員の顔写真を入れた全面広告だ。本来ならば東日本大震災の発生した3月11日に掲載する計画だったが、能登半島地震を受けて掲載を早

言われているが電気は通じている。地震後1週間目からは契約者に電話をし、事故登録し、鑑定人の手配に向けた動きが進んでいる。金沢に避難している会員は、顧客と連絡がつかないケースもあるが、実調も各社異なるが、ようやく七尾に入れている状況だ。
正月早々から始めた顧客対応
森 顧客への連絡や対応は進んでいるのか。
浜上 代協の理事の中では1月3日、4日は携帯電話の番号が分かる契約者にショートメールなどで被害の確認を行っている。一部、文書でやり取りしているケースもある。私の事務所では1月2日を以て連絡を続けてきたが、最初は「大丈夫。ありがとう」といいます」と答えた契約者も、その後、よ調べると不具合があったとの連絡を受けることが多くなっている。金沢では今後、一部損割が増える可能性がある。
津田 一部損にさらないケースも多々ある。これまでの経験で言うと、鑑定人だけの調査の場合、一部損にならないところでは不具合が出やすいが、代理店が立ち会いに同行することで納得されることも多い。17年前の能登半島地震では、地震

被災地の今を歩く―石川県代協で聞く

能登の会員代理店、被害甚大

正月元旦の能登半島地震で最大震度7の大きな揺れを観測した石川県。住宅の倒壊をはじめ、沿岸部を襲った大津波、輪島朝市通りを焼け野原にした大規模火災が発生、あらためて地震の恐ろしさをまざまざと目撃させた。そうした中、地元の代理店の安否は大丈夫か、地震への対応はできるのかが懸念された。今回、「被災地の今を歩く」では、甚大な被害に見舞われた石川県で、会員代理店の状況を石川県代協会長・浜上洋之氏(浜上保険センター/金沢市)と、同代協監事で日本代協監事でもある津田文雄氏(能登経営センター/七尾市)に聞いた。(ジャーナリスト・防災士)森隆)



大規模地震が発生すると、地元の代理店は自ら被災者でありながら同時に顧客対応で重要な役割を果たす。特に、能登地域では道路が土砂崩れや

孤立集落からヘリコプタも多数発生した。インフラも途絶、いまだに水道など復旧が遅い地域もある。そうした状況下で、代理店はこれまでにない過酷な対応を迫られている。

1月24日、金沢市の石川県代協へ行った。これまで激しい揺れ
森 東京周辺でも緊急地震速報が鳴ったくらいだ。自宅など相当の揺れを感じたのは。
浜上 建物は鉄骨3階建てだが、今たかくな揺れで恐怖を感じた。「明らかに今までの地震とは違う」と直感した。
津田 七尾は震度6強で未曾有の揺れだった。

自宅は食器の皿が一枚割れた程度に止まった。家は地震に備えて食器棚などを固定する耐震補強し、倒れやすいタンスもめてプラスチックの衣袋ケージに変えていたため大きな被害はない。一方、海に近い市街地では全壊している家も何軒もあり、被害は甚大だ。例えば、2階建ての薬局の階部分が潰れて平屋建てに見えるような家、倒壊した登録文化財の家、倒壊した建物に巻き添えになった車、全壊した寺院など状況は厳しい。七尾市内は給水車に水をもらいに行っている状況だ。

中継地点で支援物資を移送
森 石川県代協では早く対応に動けたのか。
津田 石川県代協の対応は早かった。輪島市の会員から支援物資を購入。さらに7日には副会長2人が車で七尾方面に向かった。車は食糧をはじめ、消毒用アルコールやマスク、濡れティッシュ、ソリンなどを多数の支援物資を積み込んだため支援者は2人が限度だった。道路が至る所で寸断さ

れ、通行できる道も限られている状況だけに、通常約1時間の道のりが倍の2時間半ほど要した。石川県代協ではこの七尾を中継地点に、北の輪島の会員とドッキングして支援物資を引き渡した。一方、輪島の会員も午前6時から出発し、2時間半ほどかけて中継地点に到着した。

時間要した安否確認
森 通信や交通インフラが悪い中で地域の代理店の安否確認は。
津田 能登支部の会員の安否確認を続けてきた。1、2週間も電話が

不通のところもあった。携帯電話の基地局が電源喪失して携帯電話がつかず、安否確認も支障をきたした。会員の状況をまとめてみたが(上表)、半壊以上が多く、仕事ができない状況の会員もいる。金沢に避難した会員がいる一方、珠洲市の修理工場の会員は自宅が全壊したものの仕事をしたと残っている。輪島市の会員も自宅兼事務所を仕事をしていて、中には孤立した集落にいて、ヘリコプターで救助された会員もいる。電話は一部を除きようやくつながり出した。途中で途切れたりしたが、安否は全員確認できた。

森 能登支部以外の会員の被害状況は、代甲の保険会社で分かる範囲だが、代協理事が確認を行ったが被害はほぼない。ただ、本社が金沢でも能登に営業所があるケースもある。

金沢市周辺でも甚大な被害
森 金沢周辺の被害は。
浜上 金沢市も震度5強が観測され、この地域の顧客リストが代理店に提供された。契約者が直接保険会社に連絡するケースもあって、代理店を通じて連絡を入れているケースもある。私の事務所では1月2日を以て連絡を続けてきたが、最初は「大丈夫。ありがとう」といいます」と答えた契約者も、その後、よ調べると不具合があったとの連絡を受けることが多くなっている。金沢では今後、一部損割が増える可能性がある。
津田 一部損にさらないケースも多々ある。これまでの経験で言うと、鑑定人だけの調査の場合、一部損にならないところでは不具合が出やすいが、代理店が立ち会いに同行することで納得されることも多い。17年前の能登半島地震では、地震



県代協の対応を語る浜上氏



被害状況を説明する津田氏

石川県代協は現在、会員数156人(2023年3月末日)。県内に金沢支部、小松支部、能登支部を置いていて。特に被害の大きかった能登支部には20人を超える会員がいる。通信の途絶や道路の寸断などで安否確認も時間を要した。中には

石川県代協では早く対応に動けたのか。
津田 石川県代協の対応は早かった。輪島市の会員から支援物資を購入。さらに7日には副会長2人が車で七尾方面に向かった。車は食糧をはじめ、消毒用アルコールやマスク、濡れティッシュ、ソリンなどを多数の支援物資を積み込んだため支援者は2人が限度だった。道路が至る所で寸断さ

石川県内各地の地震
※石川県危機管理室による
震度7 志賀町、輪島市
震度6強 七尾市、珠洲市、穴水町、能登町
震度6弱 中能登町
震度5強 金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町
震度5弱 白山市、津幡町、内灘町
震度4 野々市市、川北町

石川県内各地の地震
※石川県危機管理室による
震度7 志賀町、輪島市
震度6強 七尾市、珠洲市、穴水町、能登町
震度6弱 中能登町
震度5強 金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町
震度5弱 白山市、津幡町、内灘町
震度4 野々市市、川北町

も取り合っていると思うが。
津田 日本代協からメールが入った。日本代協では、保険の解約に伴う代理店の手数料戻し入れを行わないように損保各社に要望した。承諾した旨の回答があった保険会社もあると聞いている。日本代協の対応も早かった。
金沢市周辺でも甚大な被害
森 金沢周辺の被害は。
浜上 金沢市も震度5強が観測され、この地域の顧客リストが代理店に提供された。契約者が直接保険会社に連絡するケースもあって、代理店を通じて連絡を入れているケースもある。私の事務所では1月2日を以て連絡を続けてきたが、最初は「大丈夫。ありがとう」といいます」と答えた契約者も、その後、よ調べると不具合があったとの連絡を受けることが多くなっている。金沢では今後、一部損割が増える可能性がある。
津田 一部損にさらないケースも多々ある。これまでの経験で言うと、鑑定人だけの調査の場合、一部損にならないところでは不具合が出やすいが、代理店が立ち会いに同行することで納得されることも多い。17年前の能登半島地震では、地震

も取り合っていると思うが。
津田 日本代協からメールが入った。日本代協では、保険の解約に伴う代理店の手数料戻し入れを行わないように損保各社に要望した。承諾した旨の回答があった保険会社もあると聞いている。日本代協の対応も早かった。
金沢市周辺でも甚大な被害
森 金沢周辺の被害は。
浜上 金沢市も震度5強が観測され、この地域の顧客リストが代理店に提供された。契約者が直接保険会社に連絡するケースもあって、代理店を通じて連絡を入れているケースもある。私の事務所では1月2日を以て連絡を続けてきたが、最初は「大丈夫。ありがとう」といいます」と答えた契約者も、その後、よ調べると不具合があったとの連絡を受けることが多くなっている。金沢では今後、一部損割が増える可能性がある。
津田 一部損にさらないケースも多々ある。これまでの経験で言うと、鑑定人だけの調査の場合、一部損にならないところでは不具合が出やすいが、代理店が立ち会いに同行することで納得されることも多い。17年前の能登半島地震では、地震

も取り合っていると思うが。
津田 日本代協からメールが入った。日本代協では、保険の解約に伴う代理店の手数料戻し入れを行わないように損保各社に要望した。承諾した旨の回答があった保険会社もあると聞いている。日本代協の対応も早かった。
金沢市周辺でも甚大な被害
森 金沢周辺の被害は。
浜上 金沢市も震度5強が観測され、この地域の顧客リストが代理店に提供された。契約者が直接保険会社に連絡するケースもあって、代理店を通じて連絡を入れているケースもある。私の事務所では1月2日を以て連絡を続けてきたが、最初は「大丈夫。ありがとう」といいます」と答えた契約者も、その後、よ調べると不具合があったとの連絡を受けることが多くなっている。金沢では今後、一部損割が増える可能性がある。
津田 一部損にさらないケースも多々ある。これまでの経験で言うと、鑑定人だけの調査の場合、一部損にならないところでは不具合が出やすいが、代理店が立ち会いに同行することで納得されることも多い。17年前の能登半島地震では、地震

1 一般社団法人 外国損害保険協会

組織の概要・沿革

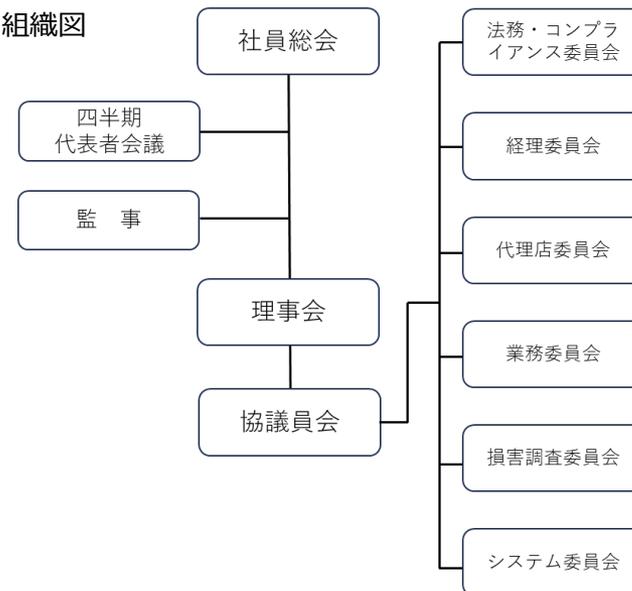
- 1859年（安政6年）に開港したばかりの横浜等の自由貿易港で、外国保険会社の支店や代理店によって外国人を対象に火災保険や海上保険が引き受けられたのがその始まりとされる。1917年（大正6年）には、イギリス系を中心に外国保険会社は29社が営業し、約20%のマーケットシェアを占めていた。
- 第二次大戦によりこれら外国保険会社は日本から撤退することを余儀なくされたが、終戦に伴いGHQとともに外国保険会社は日本に再進出した。当初はGHQの営業免許により進駐軍の軍人・軍属等に限って営業していたが、1949年（昭和24年）に「外国保険事業者に関する法律」が制定されるに至り、これらの外国保険会社も大蔵省の営業免許を取得し、漸次日本人・日本企業向けの営業を開始した。同年12月には外国保険協会が設立された。
- 1995年（平成7年）には外国損害保険協会の独立事務所が設立され、常勤の職員が運営にあたることとなり、2006年（平成18年）2月には有限責任中間法人として法人格を取得した。
- なお、平成20年（2008年）の一般社団及び一般財団に関する法律の施行に伴い、名称変更にかかる定款変更の議決を経て2009年（平成21年）4月に「一般社団法人外国損害保険協会」と改称し、今日に至る。

組織の基本活動・取組み・指針

- 日本国政府及びその他政治、業界団体等に対して、政策、立法、規制並びに税制等に関する意見の表明
- 損害保険業務に関する情報収集・研究および会員への情報提供
- 損害保険事業の健全な発展に資する事業（普及啓発・理解促進活動）
- 認定個人情報保護団体に関する業務

団体構成	設立	1949年12月
	拠点	東京都港区
	参加企業数	正社員18社、准社員2社

■ 組織図



▲リスクマネジメントセミナーの様子

令和6年度の取組・活動

- 自然災害等発生時の特別措置等に関する情報発信
災害救助法の適用に伴い、監督当局等から発出される特別措置等を会員保険会社に周知するとともに、ホームページで広く保険契約者等に情報発信をしている。
- 自然災害等損保契約照会制度の運用
自然災害等で被災し保険契約の手がかりを失った保険契約者等からの契約先保険会社に関する照会を受け付ける契約照会制度を運営している。
- 防災経済コンソーシアム等で得られた知見を会員会社と共有し、保険会社自身の災害対応力の向上と顧客等への情報提供

(能登半島地震における取組、もしくは強化した取組)

- ▶ 災害救助法が適用された地域の保険契約者に対する金融上の措置（継続契約手続き、保険料の支払い猶予など）、車検期間伸長に伴う各種特別措置、保険契約情報をなくされた方への損保契約照会制度等について、ホームページを使った情報発信。

取組・活動を通じた課題認識

- 防災、リスクマネジメントに興味のない方に情報を届け、行動に移していただくことの難しさ。
- 防災対策のコストとその効果の見えにくさ。

(他団体や行政に協力を期待したいこと、その他確認したいこと)

- ▶ 中小企業経営者等に向けたリスクファイナンスの普及・啓発



▲ホームページを使った災害時の情報発信

1 一般社団法人 日本保険仲立人協会

団体構成	設立	1997年設立。2009年4月社団法人化
	拠点	事務所は東京都中央区日本橋
	参加企業数	会員企業数は53社

組織の概要・沿革

- 1995年の保険業法改正（翌年から施行）により、保険市場の自由化・国際化に呼応して我が国にも保険仲立人制度が導入された。

保険仲立人とは、保険会社から独立した立場からベストソリューションを提供する専門職業人

リスクマネジメントのプロ（動画） <https://youtu.be/C0L8rpU3MqU>

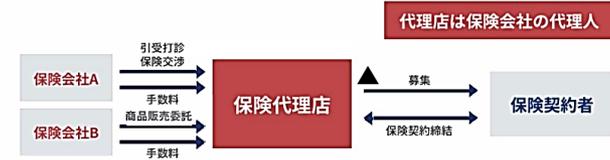
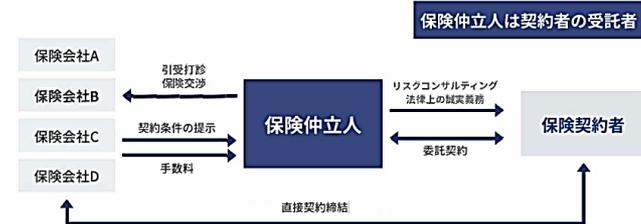
保険仲立人について（説明動画） <https://youtu.be/bS4TS6A07XA>

- 1997年に、業界団体として「日本保険仲立人協会」を設立。2009年4月に社団法人化して現在に至る
- 2010年、ADR法制化に伴い外国損害保険業協会と共に、指定ADR機関として「一般社団法人保険オンブズマン」を設立。

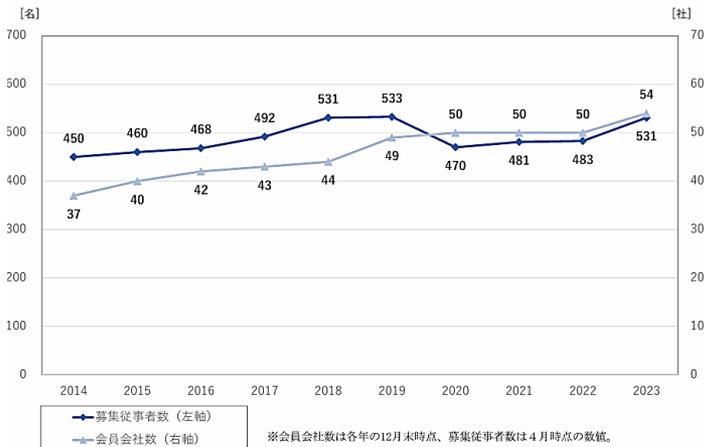
組織の基本活動・取組み・指針

- 本協会は、保険契約者等の利益保護の精神を遵守し、保険仲立人の共通の利益の向上、推進を図るとともに、保険仲立人の資質の向上を目指し、その業務の公正な運営と健全な発展に資することを目的としている
- 主な事業内容
 - ・ 保険業法289条により保険仲立人は的確に業務遂行を担う資質・能力を有することが必要とされている。協会は資格試験制度の運営を通して保険仲立人として業務に従事する者の能力判定・更新研修を実施している
 - ・ リスクマネジメントや保険制度に関する情報の収集と発信等の啓発活動
 - ・ 行政や他の関係団体とのリエゾン機能並びに会員相互間の交流促進

【保険仲立人と保険代理店との相違】



【保険仲立人協会の会員数と募集従事者】



令和6年度の取組・活動

(激甚化する自然災害・新たな脅威の出現に対応したリスクマネジメントの普及・向上に資する活動の推進)

- 協会会員会社は、保険・再保険の媒介業務を推進するにあたり、常に事業者それぞれの事業実態に即したリスク対応手段を提案し、最適ソリューションを提供することを目指しています。
- 日本青年会議所・保険部会主催の国際保険流通会議において、世界経済フォーラムの最新のリスクレポートについての講演を実施予定（11月）
- 保険やリスクマネジメントや危機管理に関心を持つ学生の学習・研究活動を支援（2024年5月～12月の最終発表会）
 - ・全国14大学が連携・交流する全国学生保険学ゼミナールに協賛し、学生発表会で情報やアドバイスを提供

(能登半島地震における取組、もしくは強化した取組)

- ▶ 東京直下型地震、東南海地震に備えることの大切さを会員会社を通して顧客に向けて継続的に発信
- ・2024年3月、協会主催の講演会に東京都の協力により、総務局総合防災部防災計画課長 濱中哲彦氏を講師として招聘。「リスクとその備え」をテーマに講演

取組・活動を通じた課題認識

- 地震や激甚化する災害に対する防災意識の喚起は進められており、社会の関心も高まってきているが、リスクファイナンスの的確な活用に関する意欲・認識の向上が課題
- 事業者が補償ギャップを的確に把握することの動機付けが必要

(他団体や行政に協力を期待したいこと、その他確認したいこと)

- ▶ 事業者のリスクファイナンスの活用状況に関する公開情報拡充の制度化

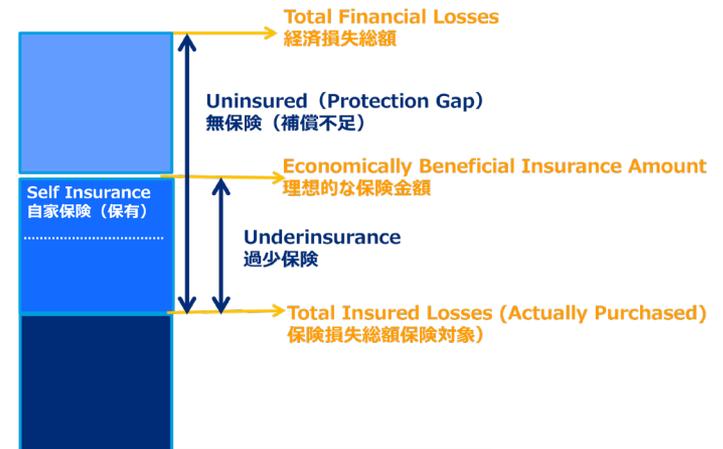
▲ 保険仲立人のコンサルティング機能

保険仲立人は、企業が抱えるリスクに対して、保険商品を活用したリスク転嫁手段の提案や媒介だけでなく、リスクの軽減・保有・回避の提案やコンサルティングサービスを提供します。

リスク対応手段（軽減・保有・回避）のサービススコープ（例示）

財物リスクコンサルティング エンジニアリング	戦略リスク コンサルティング	安全衛生リスク コンサルティング
保有する財物、事業から得られる利益を脅かすリスクに関するコンサルティングサービス	事業継続マネジメントのプログラム構築に関するコンサルティングサービス	労働安全衛生・職場環境の改善に関するコンサルティングサービス
<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災/震災による予想最大損害額の評価/利益損失分析 ・ 地震リスク、風水害リスクの定量分析 ・ プロセスハザード分析 ・ 防火/防災コンサルティング ・ 耐震補強コンサルティング ・ セキュリティアセスメントなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エンタープライズリスクマネジメント (ERM) ・ 事業継続マネジメント (BCM) ・ クライシスマネジメント ・ サプライチェーン (SC) リスクマネジメントなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生、人間工学の見地からの身体的ストレス防止の対策 ・ 構内のフリート（車両管理/フォークリフト運行管理）マネジメントなど

▲ 無保険・過少保険にみられる補償ギャップ



一般社団法人 日本中小企業診断士協会連合会

経済団体

銀行業界

保険業界

経営支援団体

組織の概要・沿革

- 当会は昭和29（1954）年10月に設立され、平成25（2013）年に一般社団法人に移行した後、令和6（2024）年10月に日本中小企業診断士協会連合会に改称しました（旧名称：中小企業診断協会）。中小企業支援法（昭和38年法律第147号）に基づく中小企業診断士試験を実施する指定機関として経済産業大臣の指定を、また、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則に基づき実務補習及び理論政策更新研修を実施する機関として経済産業大臣の登録を、それぞれ受けています。

組織の基本活動・取組み・指針

- 47都道府県の中小企業診断（士）協会を会員とする連合会組織として、各県協会に所属する会員中小企業診断士が新たな視野に立った診断・助言を行い、先進的な診断・助言の専門家として知識を共有し、企業や地域の発展に寄与できるよう、以下の事業を行っています。
 - ・会務運営事業、対外協力事業（国及び各都道府県・地方公共団体・商工関係団体への診断助言事業に関する協力、中小企業関係団体・民間業界団体への事業協力等）、調査研究事業、研修事業、出版・情報事業
- そのほか、政府指定法人事業として、中小企業診断士試験及び中小企業診断士の実務補習及び理論政策更新研修を実施しています。

団体構成	設立	昭和29（1954）年
	拠点	東京都中央区
	参加企業数	47都道府県中小企業診断（士）協会

令和6年度の取組・活動（予定含む）

- 事業継続力強化計画実効性向上支援事業の実施

中小企業基盤整備機構及び関係事業者と連携の上、事業継続力強化計画策定後のブラッシュアップ等を希望する単独型事業継続力強化計画認定事業者に対し、中小企業診断士を3～4回派遣して計画の改善及び実効性の向上を図る事業を実施しています。

- 全国中小企業強靱化支援協議会における活動

中小企業基盤整備機構、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫と設立した同協議会において、①担当者情報交換会への参画、②事業者のBCP作成等を支援するコンサルティングニーズの発掘と支援、③BCPに係る中小企業診断士の育成・資質の向上等に取り組んでいます。

（能登半島地震における取組、もしくは強化した取組）

▶令和6年能登半島地震における義援金を47都道府県協会及び所属する会員中小企業診断士より受け付け、被災された各県協会宛、被災状況に応じて贈呈しました。

▶当会会員の石川県中小企業診断士会では、県及び県商工会連合会の依頼を受け、令和6年能登半島地震の被害が甚大かつ商工会・商工会議所が被災している地域の事業者の相談体制強化を目的として、能登事業者支援センターほか各支援機関に中小企業診断士を派遣しています（復興支援班※経営全般の相談、なりわい補助金の相談・申請等）。

▲事業継続力強化計画実効性向上支援事業のねらい

【認定計画取得後の課題を抱えた中小企業者】
※認定済の中小企業者（累計約7万社）

制度趣旨の理解不足や多忙による不十分な取組みを背景に、

- ・計画通りに進んでいない
- ・訓練・教育がされていない
- ・計画の見直しがされていない などの課題が存在



事業継続力強化計画実効性向上支援事業の利用

※中小企業診断士の派遣・アドバイス（最大4回、派遣費用無料）

【支援内容】

- ・現行計画の実施状況チェックと評価
- ・実効性向上に向けたアドバイス
- ・改善内容を含む次回申請へのアドバイス など



【あるべき姿】

- ・経営層の指揮に基づく推進体制の構築
- ・適切な想定リスクに基づくヒト・モノ・カネ・情報の備え
- ・継続的なPDCAサイクルの自走化（実効性の向上と次回申請準備）

単独型事業継続力強化計画認定事業者対象
CMCA
中小企業診断士による
事業継続力強化計画 実効性向上支援事業
ジギョケイ
派遣費用無料!
貴社のジギョケイを見直し、実効性の向上を目指しませんか!
経験豊富な中小企業診断士を貴社へ派遣します(最大4回、派遣費用無料)
この支援事業の申請・届出は認定済みの中小企業者限定です。申請は認定済みの中小企業者です。
自然災害や感染症、サイバー攻撃などのリスクから大切な社員や会社の財産を守るために作成した事業継続力強化計画(ジギョケイ)も、平時の取組や訓練、社員教育などが行われていなければ、いざという時に効力を発揮することはできません。
この支援事業は、経験豊富な中小企業診断士が、中小企業のジギョケイを確認し、実施状況を踏まえた具体的な実効性向上のためのアドバイスを行います。これを機に貴社のジギョケイのアップデートを行い、ぜひ次回の認定申請につなげてください。

中小企業診断士がジギョケイの実効性向上と2回目以降の申請手続きを強力にサポート!

お申込みから支援までの流れ

- 1 専用サイトの申込フォームよりお申込み
- 2 支援事務局で派遣する中小企業診断士を選定
- 3 担当する中小企業診断士が貴社にメール等で連絡
- 4 貴社が認定を受けた計画の実施状況をセルフチェック
- 5 貴社の実効性向上に向け中小企業診断士が1~3回の訪問支援
- 6 さらに貴社の次回の認定申請の手続きを特化した1回の訪問支援

中小企業診断士が親身に寄り添い、事業継続力強化計画の実効性向上をサポートします。ぜひ、ご活用ください!

申込方法
QRコード
03-6599-2425
CMCA

専用サイト（申込）

<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>

取組・活動を通じた課題認識

- 事業継続力強化計画実効性向上支援事業の取組を通じた課題
 - ▶ 計画策定支援では多様な機関が関与しているが、必ずしもフォローアップが行われておらず、実効性の面で課題を抱える中小企業は多い
 - ▶ リスクの想定、見直しが十分ではない（地域外の災害から受けるサプライチェーンの影響など）
- （他団体や行政に協力を期待したいこと、その他確認したいこと）
- 事業継続力強化計画実効性向上支援事業の周知及び利用促進のご協力をお願いしたい

1 日本税理士会連合会

組織の概要・沿革

- 日本税理士会連合会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的として、税理士法で設立が義務づけられている法人です。全国15の税理士会で構成されています。

組織の基本活動・取組み・指針

- 日本税理士会連合会は、会則第3条に定める次の事業を行っています。
 1. 税理士会及びその会員の指導、連絡及び監督に関し必要な事項について、税理士会及びその会員に対し勧告をし、又は指示を行うこと。
 2. 税務行政その他租税又は税理士に関する制度について調査研究を行うこと。
 3. 税理士会の会員の業務の改善進歩に関して調査研究を行うこと。
 4. 税理士に関する制度及び税理士の業務に関する広報活動を行うこと。
 5. 会報を発行すること。
 6. 税理士の登録及び税理士法人の届出に関する事務を行うこと。
 7. 税理士の研修に関し必要な施策を行うこと。
 8. 小規模納税者に対する税理士の業務に関し必要な施策を行うこと。
 9. 税理士会の会員の業務に関する帳簿の作成に関し必要な施策を行うこと。
 10. 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関し必要な施策を行うこと。
 11. その他本会の目的を達成するため必要な施策を行うこと。
- 2 本会は税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申する。

設立

昭和32年2月16日設立

団体構成

拠点

東京都品川区大崎1-11-8 8階

参加企業数

全国15税理士会

▲イメージ図（ロゴマーク・日本税理士会館外観）



▲税理士会広報キャラクター「にちぜいくん」

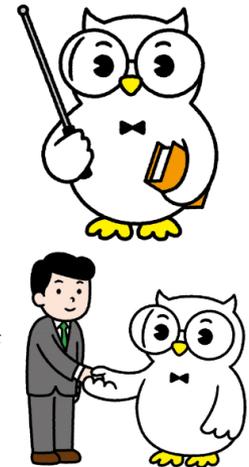
プロフィール紹介

にちぜいくん

大きなメガネがトレードマークの
日税連アンバサダーのフクロウ。

税理士の仕事を知ってもらうため、
どんなささいな質問や疑問も
「ホホー！」と真摯に受けとめ、
納得してもらえるまで一生懸命説明する。

丁寧な話し方を心がけるも、テンションが
上がると
「ワンダホー！」「ビューティホー！」と
フクロウ語が出てしまう。



令和6年度の取組・活動

- 災害対策本部規程および同運営要領に基づき災害時対応を実施する。
- 災害時緊急時の諸対応については、総務部において引き続き検討する。

(能登半島地震における取組、もしくは強化した取組)

令和6年能登半島地震復興支援情報 - 日本税理士会連合会
(nichizeiren.or.jp)

▶ 税務相談の実施

・フリーダイヤル 0120-713-290

令和6年6月25日～令和7年1月31日まで

開設期間中の毎週火曜日・金曜日10時～12時、13時～16時で受付

▶ 税制緊急要望書の提出

- ・「令和6年能登半島地震に係る税制緊急要望書」(令和6年1月10日 財務省主税局長宛)
- ・「令和6年能登半島地震に係る国税の申告期限等の延長等に関する緊急要望書」(令和6年1月10日 国税庁長官宛)
- ・「令和6年能登半島地震に係る税制緊急要望書」(令和6年1月15日 総務省自治税務局長宛)

取組・活動を通じた課題認識

- 本会におけるBCPの検討
- 税理士会におけるBCPの検討

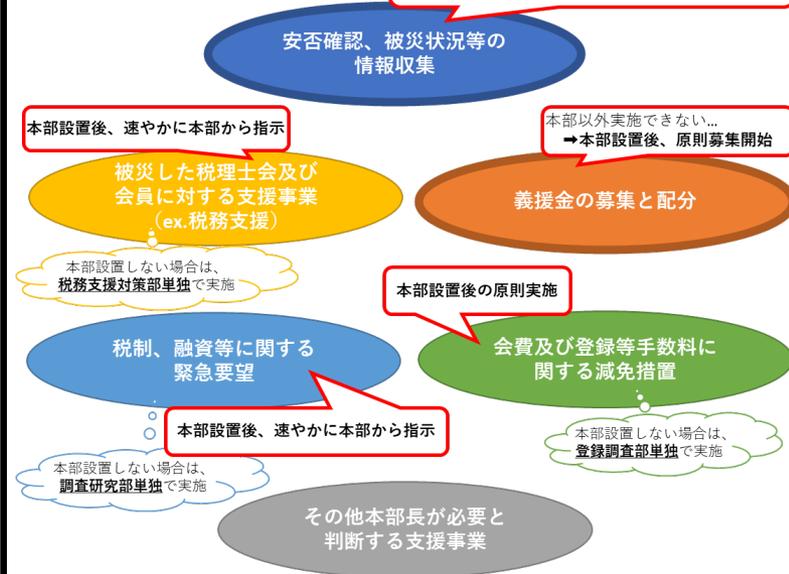
など

▲ 災害対策本部の役割

災害対策本部の役割

- ・ 職務 (規程第5条)

本部設置の判断基礎となる一次情報 → 総務部単独で実施
義援金配分の算定基礎となる詳細情報
→ 本部設置後、速やかに本部から総務部に指示



▲ 無料相談リーフレット (イメージ)